

ヨーク病問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年九月十二日

参議院議長江田五月殿

紙智子

ヨーネ病問題に関する質問主意書

ヨーネ病は、ヨーネ菌に起因する慢性下痢性の家畜伝染病で、現在、家畜伝染病予防法で法定伝染病として位置付けられている。現在、日本のヨーネ病発生頭数は、千頭を超える水準まで広がっており、十年前と比較しても三倍から五倍の発生規模となっている。また、感染してから発症するまでの期間が長く、早期に感染を確認しなければ、感染が広がり、家畜経営に大きな打撃を与えることになるという性格を持っているだけに、家畜経営者としても早期発見が自らの経営を守るためにも必要なことになつていて。それだけに、検査方法の正確性は、一層求められると見え、仮に、検査ミスが生じるような検査方法があつた場合、それを放置した国の責任は重大であり、その検査ミスで本来健康な家畜が患畜とされ、淘汰された場合の被害補償について国が責任を持つ必要があることは言うまでもない。

そこで、以下質問する。

一　ヨーネ病のエライザ抗体検査は、いつから検査方法として採用され、採用されてから現在までの検査件数はどの程度に上るのか明らかにされたい。

二　平成十九年七月十二日付け農林水産省消費・安全局事務連絡「ヨーネ病のエライザ抗体検査における留

意事項について（その2）」で「牛のウイルス病に対する不活化ワクチンを接種した牛の一部において、ヨーネ病のエライザ抗体検査におけるエライザ値の一過性の非特異的な上昇の可能性が示唆されたことをお知らせした」としているが、これは、牛のウイルス病の不活化ワクチンを接種した牛の一部には、ヨーネ病陰性にもかかわらず、ヨーネ病陽性と判定された牛がいる可能性があることを認めたことになると思うが、政府の見解を示されたい。

三 ここ数年ヨーネ病の患畜が急増していることは、このエライザ抗体検査の不備が原因とは考えられないのか。政府の見解を示されたい。

四 過去にエライザ抗体検査によつて、陽性になつたものについて、診断に用いられた血清を再検査すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。また、その結果、陰性であることが判明した場合は、国家補償をすべきであると思うが、政府の見解を示されたい。

五 平成十九年七月十一日付け動物衛生研究所ヨーネ病研究チームによる「牛用ワクチン接種とヨーネ病ELISA値の非特異的上昇に関する試験成績」では、牛血清アルブミンに対する抗体上昇を原因とする可能性が示唆されたとしている。

- 1 このような経過でこの問題が動物衛生研究所で検討されたのか明らかにされたい。
- 2 それ以外に非特異的反応が出る現象はないのか明らかにされたい。
- 3 この原因を究明する研究は進められているのか。関連する研究課題と経過を明らかにされたい。
右質問する。

